

取組条件の詳細

- 経営所得安定対策実施要綱（別紙8）の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

1. 飼料用米・米粉用米・WCS用稲生産性向上等への加算

飼料用米・米粉用米・WCS用稲の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
WCS用稲専用品種の導入 (WCS用稲として取り組む場合のみ)		(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル掲載品種) きたあおば、たちじょうぶ、みなゆたか、ほしあべごのみ、なつあおば、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、ゆめさかり、まきみずほ、ホシアオバ、たちすがた、もちだわら、北陸193号、モミロマン、ミナミユタカ、モグモグあおば、クサホナミ、クサノホシ、はまさり、リーフスター、たちすずか、ルリアオバ、タチアオバ	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書
追加配分の対象となる多収性専用品種の導入（区分管理） (飼料用米・米粉用米)		いわいだわら、きたあおば、北瑞穂、クサノホシ、クサホナミ、タカナリ、たちじょうぶ、ふくひびき、べこあおば、べごのみ、北陸193号、ホシアオバ、まきみずほ、ミズホチカラ、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり、あきだわら、夢十色	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、導入当初の種子の購入伝票及び増殖実績の分かる書類（要領の様式第2号）
コスト低減のための取	直播栽培	種もみを乾田状態の水田、または代かき後の水田に直接播種する。	・作業日誌 ・作業写真 ・専用機械の所有
	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒（60℃・10分等）を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	【施肥の低コスト化】 堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	【施肥の低コスト化】 側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真 ・専用機械の所有

組	【施肥の低コスト化】 育苗箱全量施肥	水稻の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 購入伝票
	【施肥の低コスト化】 低成分肥料施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 診断結果 購入伝票
	疎植栽培	50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えすること。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から2週間以上。 成熟期の目安(例) あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	作業日誌(慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。)
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。不耕起田植機が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 作業写真 専用機械の所有
	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 または、自家利用での作業の効率化のためにフレコンでの管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 出荷伝票 専用機械の所有
連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 圃場位置図 	
共同乾燥調製施設 (CE・RC)の活用	共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	使用料明細	
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> 規約(写) 通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	<ul style="list-style-type: none"> 規約(写) 組合員名簿
人・農地プランに掲げられた担い手	各地域における農業の担い手であること。	人・農地プラン	

2. 常陸秋そば生産性向上等への加算

常陸秋そばの生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類
種子更新		常陸秋そば。	・購入伝票
排水対策		本暗渠，弾丸暗渠，明渠，心土破碎等により，ほ場内の排水条件に応じて適切な排水対策を行う。	・作業日誌 ・施工写真 ・現地確認等
土壌改良		土壌診断を行い，その結果に基づき土壌改良を行う。 (pH5.5～6.0が基準) ※診断結果によっては，必ずしも土壌改良資材を投入する必要はない。	・土壌診断結果 ・作業日誌
0.5ha以上の作付		1経営体が，販売権を有して作業を実施しているそばに係る水田・畑の合計作付面積が，0.5ha以上。(産地資金の助成対象とならない水田二毛作分の面積を含む。)	・営農計画書 ・作業日誌 ・現地確認 ・農作業受委託契約書(写) ・農地基本台帳等
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し，対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿
人・農地プランに掲げられた「担い手」		各地域における農業の担い手であること。	・人・農地プラン